

# 一般社団法人 日本建築学会一般規則

昭和33年5月17日評議員会決議  
昭和34年2月27日評議員会決議  
昭和37年5月11日評議員会決議  
昭和47年5月24日評議員会決議  
昭和56年5月20日評議員会決議  
昭和59年5月23日評議員会決議  
昭和60年3月22日評議員会決議  
1989年3月23日評議員会決議  
1999年9月29日評議員会決議  
2006年3月17日評議員会決議  
2011年3月18日評議員会決議  
2011年7月25日評議員会決議  
2011年12月12日評議員会決議  
2012年4月1日評議員会決議  
2013年3月22日評議員会決議  
2013年5月30日評議員会決議  
2017年3月21日評議員会決議

## 第1章 会員および会費

**第1条 (会員の資格)** 定款第6条第1項(1)イ)に規定する会員(以下「正会員(個人)」という)は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。

- (1)大学における建築に関する課程を修めた者
- (2)高等専門学校、短期大学またはこれらに準ずる学校における建築に関する課程を修めた後2年以上の建築に関する実務の経験を持つ者
- (3)高等学校における建築に関する課程を修めた後4年以上の建築に関する実務の経験を持つ者
- (4)建築に関する実務の経験7年以上の者
- (5)建築に関する課程以外の課程を修めた者の正会員(個人)としての学歴資格は、前1号、2号および3号に準じ、かつ、この会の活動に寄与に必要な学識経験を持つ者とする
- (6)その他理事会で前各号と同等以上の資格があると認められた者

2. 定款第6条第1項(1)ロ)に規定する会員(以下「正会員(法人)」という)は、建築士事務所、建設業、建築関連設備業、建材業、その他これに準ずると認められる業種を営む者とする。

3. 定款第6条第1項(2)に規定する準会員は、正会員(個人)の資格に達しない個人とする。
4. 定款第6条第1項(3)に規定する賛助会員は、この会の目的・事業を賛助する個人または法人その他の団体とする。
5. 定款第15条によって会員以外で名誉会員の称号を贈られた者は、正会員(個人)とする。

**第2条 (会費および入会金)** 定款第8条に規定する会員の会費は次のとおりとし、毎年度の会費を前納しなければならない。個人である正会員および準会員は入会時に入会金1,000円を必要とする。

- (1)正会員(個人) 年額12,000円  
正会員(法人) 1口年額30,000円とし、口数は1

口以上とする。

- (2)準会員 年額 6,000円
  - (3)賛助会員 1口年額30,000円とし、口数は1口以上とする。
2. 名誉会員は、会費の納入を必要としない。
  3. 終身正会員は、会費の納入を必要としない。

**第3条 (所属支部)** 会員は、下記により、定款第3条に規定するいずれかの支部に所属するものとする。

- (1)正会員(個人)および準会員は、自宅または勤務先もしくは学校の所在地のうちの会誌送本先
  - (2)正会員(法人)および賛助会員は、事務所の所在地
2. 特別な定めのない限り、前項の所在地が国外となる会員は、関東支部に所属するものとする。

**第4条 (国外在住会員からの会費外徴収)** 国外に在住する会員からは、会費のほかに配布する刊行物の送料として、理事会で適当と認められた金額を徴収することができる。

## 第2章 役員および事務局

**第5条 (理事の所属等)** 副会長の所属は次のとおりとする。ただし、任期中に所属機関または所属支部の変更があっても、従前の所属機関、所属支部とみなす。

- (1)副会長のうち3名は研究・教育関係機関に所属する正会員とし、うち1名は関東支部に所属する正会員、1名は関東支部以外に所属する正会員とし、他の1名は所属支部を問わないものとする。
  - (2)副会長のうち2名は、研究・教育関係機関以外に所属する正会員とする。
2. 会長、副会長、支部担当の業務執行理事、専務

理事以外の理事のうち2名以上は関東支部以外に所属する正会員とする。

**第6条（理事の分担業務）** 定款第27条に規定する理事の分担する業務は、次による。

- (1)副会長の分担業務は、理事会が定める。
- (2)会長・副会長・専務理事以外の理事の分担業務は、理事会が定める。

**第7条（理事の交代）** 会長・副会長・専務理事を除き、同一事項を分担する理事は、2名以上とし、同一事項を分担する理事は毎年その約半数を交代する。

**第8条（理事候補者）** 定款第26条に規定する理事の選任にあたって、理事の候補者は、つぎの者を含むことができる。

- (1)日本建築学会選挙規則(以下「選挙規則」という)第4章に規定する選挙によって、会長・副会長の候補者として当選した者
- (2)選挙規則第5章に規定する選挙によって、支部推薦理事の候補者として当選した者
- (3)理事会が別に定める規程にもとづいて候補者として選出した者

**第9条（監事候補者）** 定款第26条に規定する監事の選任にあたって、監事の候補者は、選挙規則第4章で規定された選挙によって監事候補者として当選した者を含むことができる。

**第10条（事務局の職制・分課）** 定款第51条に定める事務局の職制および分課は、理事会が定める。

### 第3章 会誌および刊行物

**第11条（会誌）** この会は、毎月1回会誌として「建築雑誌」を刊行する。

**第12条（論文集等）** この会は、定期刊行物として論文集等を刊行する。

**第13条（研究成果の刊行）** この会は、委員会の研究成果その他で、本会の目的達成のため必要と認められたものを刊行する。

**第14条（刊行規程）** 委員会の研究成果その他の刊行は、日本建築学会刊行規程の定めるところによる。

## 第4章 委員会

**第15条（委員会の組織・設置場所）** 委員会は、会員をもって組織する。ただし、特に必要ある場合は、会員外の専門家を委員に加えることができる。

2. 委員会は、必要の地に置く。
3. 委員会は、委員長および幹事を委員中から互選によって決める。ただし、運営および事業関係の委員会で、選出方法について、あらかじめ規則または規程に定めた場合にはこの限りでない。
4. 委員長は、委員会を統括し、幹事は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

**第16条（委員の任期）** 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員会が2年以上継続する場合には、その重任は妨げない。

**第17条（委員会の報告事項）** 委員会は、毎年3月末、その年度の事業概要報告を、また委嘱事項結了のときは、その経過ならびに成案に関する報告を理事会に提出しなければならない。

**第18条（委員会の運営規程）** 委員会を設けた場合には、おおむね次の事項を規定し、理事会の承認を経るものとする。

- (1)目的・事業
- (2)存置期間
- (3)組織・構成
- (4)委員の任期
- (5)運営方法

**第19条（委員会の意見の対外表明）** 委員会としての意見を外部に表明する場合には、理事会に報告しなければならない。

2. 委員会としての意見を本会の意見として外部に表明する場合には、理事会の承認を経なければならない。

## 第5章 会館

**第20条（会館の利用目的）** 建築会館は、この会の活動のために使用することを目的とする。ただし、建物に余裕のある場合には、事業財源として利用する。

2. 東京都以外の地区に存置する会館の目的も前項に準ずる。

**第21条（会館の運営）** 前条による会館の運営方針は、

理事会が定める。

2. 東京都以外の地区における会館の運営は、当該支部に委託することができる。
3. 会館内に図書館および建築博物館を置く。

## 第6章 支 部

**第22条（支部の事業）** 支部は、その支部に所属する会員の相互協力によって、この会の目的達成のために必要な事業を行う。

**第23条（支部地域）** 定款第3条に規定する支部の地域は、次のとおりとする。

北海道(北海道)

東 北(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県)

関 東(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県)

東 海(静岡県・岐阜県・愛知県・三重県)

北 陸(新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県)

近 畿(滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県)

中 国(鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県)

四 国(徳島県・香川県・愛媛県・高知県)

九 州(福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県)

**第24条（支部長）** 支部にはそれぞれ支部長を置く。

2. 支部長は、理事の中から理事会が選任する。
3. 支部長の任期は、理事としての在任期間とする。

**第25条（支部規程）** 支部の運営は、理事会の定める支部規程によって支部長が執行する。

2. それぞれの支部規程には、次の事項を規定する。支部規程の変更は支部総会の議決を経、理事会の承認を経なければならない。

- (1) 名称
- (2) 事務所の所在地
- (3) 地域
- (4) 事業
- (5) 支部役員の構成・選定方法・任期
- (6) 支部総会および支部役員会に関する事項
- (7) 支所の設置および運営、または廃止に関する事項
- (8) 経理その他必要な事項

**第26条（支所）** 支部は、その地域内で相当多数の所属会員をもつ遠隔の地方に、支部の活動の円滑を

はかるため、特に必要と認められた場合には、支部の補助機関として、支所を設けることができる。

2. 支所の設置ならびに廃止は、支部総会の議決を経、理事会の承認を経なければならない。
3. 支所の機構・運営などは、当該支部で定める。

**第27条（支部の経理）** 支部の経理は、日本建築学会経理規則の定めるところによる。

**第28条（支部の意見の対外表明）** 支部としての意見を外部に表明する場合には、理事会に報告しなければならない。

2. 支部としての意見を本会の意見として外部に表明する場合には、理事会の承認を経なければならない。

## 第7章 雑 則

**第29条（規程の制定・改廃）** この規則で別に定めるもののほか、規則の施行に必要な規程の制定および改廃は、理事会の議決を経て定める。

**第30条（英文の名称）** この会の名称は、英文では、Architectural Institute of Japan とする。

**第31条（規則の変更）** この規則の変更は総会の議決によって行う。

## 附 則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. この規則は、2013年5月30日より施行する。
3. この規則は、2017年3月21日より施行する。